

平成26年度「新たな観光の核づくり等促進交付金」の概要

1 交付区域

- (1) 「新たな観光の核づくり」の構想の認定を受けた市町の区域
- (2) 「県西地域活性化プロジェクト」を実施する市町の区域
- (3) 知事が(1)又は(2)と連動すると認める地域プロジェクトを実施する市町村の区域

2 申請者

- ・ この交付金に応募しようとする市町村は、事業提案書を県に提出
- ・ 県から提案採択の内示があった市町村は、交付申請書を提出

3 交付対象事業

- ・ 地域プロジェクトの構想等に位置付けられている事業
- ・ 地域プロジェクトの構想等の早期実現に向けて先導的な役割を果たすと認められる事業
- ・ 上記の2条件を満たせば、ハード・ソフトを問わず、どのような事業でも可能(ただし、調査研究、計画策定その他事業実施のための準備は除外)

4 事業実施期間の考え方

平成27年3月31日までに完了することを前提に募集

5 交付率等

- ・ 交付額の上限は、1事業につき5,000万円とする。
- ・ 交付率は次のとおりとする。

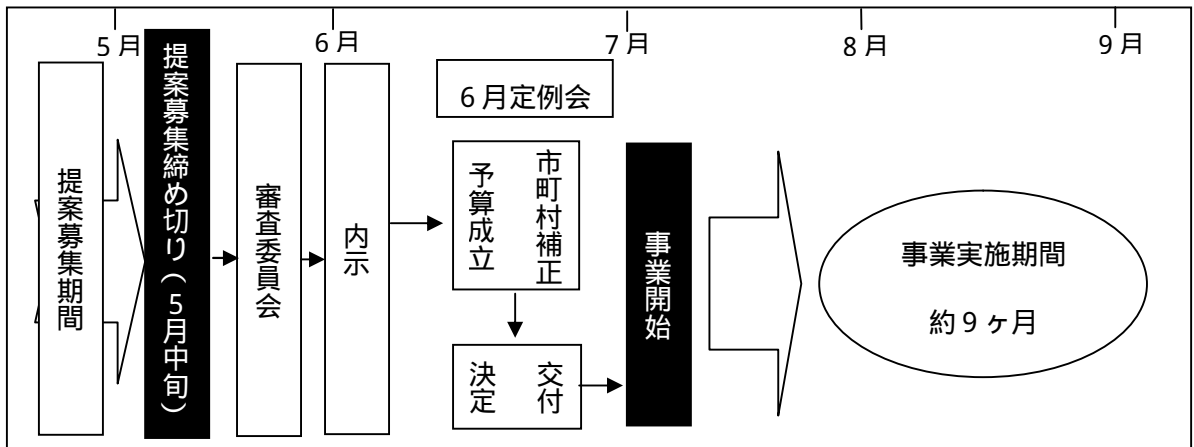
事業実施者	交付申請者	交付金算定基礎	交付率(交付額)
市町村	市町村	事業費の総額	10/10以内 (10/10を目安)
地元の推進組織	事業費補助を決定した市町村	市町村の事業費補助額 (対事業費総額)	10/10以内 (10/10を目安)
民間企業	事業費補助を決定した市町村	市町村の事業費補助額 (対事業費総額)	10/10以内 (1/3を目安)

市町村以外の者が事業の実施者である場合には、まず、市町村が補助金を交付することを決定し、その決定額に対して県が交付金を交付する仕組みとする。なお、市町村の補助額は自由に設定できるものとするが、民間企業に対する補助である場合には、県の交付額は、事業費総額ベースで1/3を目安とする。

6 提案の募集時期

募集回数は1回とし、募集時期は、5月中旬までとする。

<スケジュール>



7 審査

(1) プレゼンテーションの実施

事業提案をした市町村は、審査前に、提案内容のプレゼンテーションを実施

(2) 審査委員会の開催

プレゼンテーションの内容や新たな観光の核づくりアドバイザー委員会のメンバーの意見を参考にして、提案内容を審査し、優れているものから順番に選抜

(3) 審査のポイント

ア 事業の先導性

構想等の早期実現に向けて先導的な役割(同じ構想等の他の事業の早期着手を促進する効果や、新たな民間資本を呼び込む効果)を果たすことができる提案内容かどうか。

イ 地元の本気度

地元の将来にどんな展望を描いて、また、地元を巻き込むためにどのような仕掛けをして、その提案事業を実施しようとしているのか。

ウ 事業の効果

提案事業の実施により、どのような効果が期待できるか。また、その効果は持続するか。

エ 独創性・斬新性

世間の注目を集めるような、他にはない独創的で斬新な(新鮮味のある)提案内容であるかどうか。